

第20回豊島処分地地下水・雨水等対策検討会

日時：令和3年8月15日（日）

14：00～16：15

場所：香川県庁北館

3階 305会議室

（事務局のみ参集。その他はウェブ会議システムにより出席）

出席委員等（○印は議事録署名人）

中杉座長

河原（長）副座長

嘉門委員

○河原（能）委員

○平田委員

I 開会

- （木村環境森林部長から挨拶）

II 議事録署名人の指名

- （座長）委員をはじめ関係の皆様には、大変お忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。それでは、ただいまから第20回豊島処分地地下水・雨水等対策検討会の議事を進める。まず、本日の議事録署名人だが、河原委員と平田委員にお引き受けいただきたいと考えているが、いかがか。
- （委員）了解した。
- （座長）では、よろしく願います。

III 傍聴人の意見

- （座長）それでは、恒例である、次に傍聴人の方からのご意見をお伺いする。なお、本日の会議には直島町の代表者の方は出席されておられないが、特段の意見がない旨を伺っているので、ご報告しておく。

それでは豊島住民の代表者の方、よろしく願います。

<豊島住民会議>

- （豊島住民会議）豊島処分地地下水・雨水等対策検討会の先生方には、精力的に取り組んでいただき、心からお礼を申し上げます。

お願いが3つある。1、資料1、地下水における環境基準の到達・達成の確認地点において、およそ90m区画に1箇所ともとれる4地点に絞った理由を説明していただきたい。住民としては、全ての地点での環境基準の到達・達成を確認していただきたい。

2、資料2、リバウンド現象であると確認するための地下水のモニタリングはどのように実施されるのか。現在のボーリング井戸ならびに月2回の測定を継続すると理解していいのか。それを判定する地下水・雨水等検討会の開催はどのように行われるのか。リバウンド対策の実施方法について、その合理性を説明していただきたい。

3、資料2に合わせて、リバウンド対策と遮水機能の解除の関連について、慎重に検討していただきたい。遮水機能の解除については、地下水の排水基準以下への達成後に行われると理解しているが、現時点で排水基準以下への達成ができたとは言えない状況でリバウンド対策と並行して遮水機能を解除できるのか。排水基準を超える地下水が遮水機能の解除に伴って瀬戸内海に流出することは認め難いので、遮水壁に近い⑪⑫のホットスポット（以下、「HS」という。）対策との関係を説明していただきたい。

毎年、大規模な異常気象が起こり、思いもよらぬ新型コロナウイルス感染症によるパンデミックの大変な状況ではあるが、どうぞよろしく願い申し上げます。

- （座長）ただいまのご意見に対して、1番目のご意見と2番目のご意見については、後の審議の中で議論をするので、そこでまた検討してお答えをしていこうかと思っている。1番目が、少し年を取ってきて、頭の中で整理ができていないというか、記憶ができていない部分があるが、1番目が。

- （豊島住民会議）資料1の環境基準達成の。

- （座長）4地点をどうして選定したかということ。

- （豊島住民会議）そうである。

- （座長）4地点をなぜ設定したか。これも後で、1の資料の中で地下水計測地点の選定のところでご説明をしていこうと思う。私個人の意見もあるし、検討会としての意見も、後で先生方からご意見が出てくると思う。

当然、この4地点というのは、今回の審議で初めて審議することなので、そこでこれ

が妥当かどうかというのは、これから議論することになる。その中で、いろいろ意見があつて、私自身も、これでいいだろうと思っていることはあるが、そこで申し上げたいと思う。

2つ目がリバウンド対策をどうするかという話だが、これも後で資料2のほうでリバウンド対策の話が出てくるので、そこで当然議論が出てくるだろうと思うが、そこで議論を聞いていただいて、またご質問に対する答えを申し上げたいと思っている。

3番目が、排水基準を超えているけれども遮水機能を解除していいのかどうかということだが、この件に関しては、基本的には海域に汚染物質が流れ出して、海水の濃度が環境基準を超えることは起こらないかというところが一番のポイントだろうと、検討会としては理解をしている。そういう意味では、今の排水基準の状況は、形としてマニュアルに従って言うと、一応、達成したと認められる。ただ、リバウンドの可能性があるので、それが起こったときは、それを抑える対策が必要になる。

HSのところはまだ一部残っている。ただ、その水が全部すぐに出ていく話ではない。これは周りの水が入ってきて、海域に出ていく全体の水がどうなのかというのを見ていく。海水が環境基準を超えるかどうかという話は、全体としては、海域に流れていく水の全体量で決まる話で、個々の部分がどうのこうのという話ではたぶんないだろうと思っていることが1つ。

それともう1つは、これは、いわゆる排水を海に流し出すということと、地下水が海に流れ出していくということは、現象としては、流れ出すということに関しては変わりはないけれども、海に水が出ていく移行という観点で考えると、海の水との間に塩水くさびが出てくる。塩水くさびで海水と地下水の間の境界面で物質が移動する。すぐに混ざるわけではない。排水がドンと出ていけば、海の水と混ざるわけで、そうすると、何倍希釈という形の議論が進むと思う。だから、そういう意味で排水の基準というのは決められている。

今回のケースで開放しても、排水基準を超える水がすぐに出ていくわけではない。だから、ある程度希釈率が高くなるだろうと。HSの地下水については、海域に出るまでに当然ほかの地下水と混ざるから、それによって希釈されるということと、それが出ていったときに、すぐに10倍以上に希釈されるだろうと想定されるので、海水が環境基準を超える状態にはならないだろうと考えて、今の状態でも遮水機能を解除しても大丈夫だろうという判断をしている。

ただ、そうは言いながら、排水基準を超えてしまうと困るので、そのモニタリングは行って、リバウンドの対策はしっかりしていく。その準備をしっかりしてくださいよというふうに申し上げた。付帯決議を前回付けたということ。

これで説明が十分になっているかどうか、一応、今、遮水機能を解除して海水が環境基準を超えるような状態というのは、まず起こらないだろうと考えているということで、一応、地下水・雨水検討会では排水基準の到達・達成を取りあえず確認したという

ことである。

これはほかの先生方、少し補足をしていただければと思うが、そういう考え方である。できれば、しっかりやって全部確認してということは、望ましいことは望ましいけれども、もう1つは、撤去の検討会、これはこの検討会の判断にも絡んでくるわけだが、その問題と絡めて、全体を絡めると、そういう判断をしてもいいのではないかということで、前回、排水基準の到達・達成の確認をしたということである。

これに関しては、じゃあ、それで遮水機能を解除するかどうかというのは、条件としては付けた。本当にそれでいいのかどうかというのは、これはフォローアップ委員会の判断を待たなければ仕方がないだろうと思っている。

取りあえず、私がというか、検討会で判断したのは、こういう理由であると。どういう理由でそういうことにしたのだということに関しては、そういうお答えになるかと考えている。もちろん十分に安全を見るということ、どこまで安全を見るかという問題がある。これは、よく安全と安心という言葉もあるけれども、安全と安心とは少し問題が違いかもしれないけれども、そういう判断をして解除をしても大丈夫だろうと判断したということである。

いかがか。先生方から補足でご説明をいただければと思うが、よろしいか。

- （豊島住民会議）排水基準というのは、出口で測った基準だろう。海で測った基準ではないだろう。
- （座長）はい。
- （豊島住民会議）だから、それで、海水が排水基準以下になることと、出した水が排水基準であるということとは、違うと思う。
- （座長）いや、これ、現象としては、海域の水が環境基準を超えることがないようにするということで、目標を排水基準のところに設定した。
- （豊島住民会議）排水基準というのは、排水するところで測って、基準を超えないという。
- （座長）これを排水するということは、海に流れ出ていくところと同じ。それが違うという議論をされてしまうと、それはどうしようもないというか。実際に、高度排水処理施設の排水は、それで判断している。それで海に流している。
- （豊島住民会議）高度排水処理施設の排水というのは、高度排水処理施設から出る段階

で、海に入らない段階で、排水基準をクリアしているわけだろう。

- （座長）だが、その状況を確認できている。
- （豊島住民会議）どういうことか。
- （座長）その状況のものと同じものを出している。同じものを出すことになるという判断である。それが否定されてしまうと、いわゆる排水基準というのは、基本的には、高度排水処理施設の排水基準も、これは海の環境基準を超えない状態にするということで設定されている。
- （豊島住民会議）高度排水処理施設から北海岸に出している水というのは、高度排水処理施設で確認して、モニターで我々はそれを1時間おきに見られる。そして出しているわけだろう。オーバーだったら、ストップする。だが、今回の私が言っていることは、排水する側で、まだ中にある段階でそれがオーバーしているが、海に出したら以下になるという話だろう。
- （座長）だから、海だったら以下ではない。
- （豊島住民会議）だから、プールに出る…
- （座長）排水で、海に出る前のところで、排水基準をクリアしているということ。それが駄目だというと、論理的というか、そこは少し違うのではないか。
- （豊島住民会議）いや、HSというのは、明らかにあるわけではないか。
- （座長）HSはある。
- （豊島住民会議）しかし、それで。言われるように、それで、4つの地点で測って、それが、確認地点が90mに1箇所ぐらいのところでは計測したら、それが基準以下であったら、それが全て、場内全てがそういうことだと、これはまた後の話と一緒に。
- （座長）よろしいか。もう1つは、後でお答えすると言ったことに絡むのだが、この4つの地点をどうやって選んだかというのが1つのポイントである。要は、濃度の高いところをしっかりと押さえていこうということ。そこから出てくる水をしっかりと捕まえ、その海に出てくる前の段階で、中の地下水のところにあるところで、観測井のところ、

代表的な水を見ていこうと。だから、その観測井のところが排水基準を達成すれば、海に出ていく水が排水基準を達成していると、そういう理解をしている。

○（豊島住民会議）あそこは人工地盤だろう。1回、土を取ってしまって、その後、業者がいろいろな物を入れて、その上に産業廃棄物をまた掘ったりして入れた。だから、上から下に流れるとは限らない。

○（座長）だから、今の測り方は、そういう意味では断面の平均的な濃度を出している。

○（豊島住民会議）だから、そういうことがあるから。なかなかクリーンにならないのだろう。

○（座長）いや、クリーンになる、ならないの話は、少し別。クリーンにならないということは、少なくとも私にも責任があるかと思うけれども、それだけの浄化ができていないということ。だから、それは、さらに進めていくというお話が1つ。

○（豊島住民会議）だから、環境基準のときは全体で。これは引き渡しの条件。だから、それは、全体が。

○（座長）だから、全体としてというのは、どういうふうに評価するかという話。そのへんの議論は少しこの地下水・雨水検討会だけではできない話なので、またフォローアップ委員会のときに議論していただければと思うが、地下水・雨水検討会で、一応、フォローアップ委員会にこう判断していると出していくのは、今言ったような考え方。

確かに、最初は、達成を確認するために、2年間モニタリングをして確認しましょうというのを作った。それはそのとおりで、あそこまでやれば、我々も十分自信を持って言えるというか、ほかのところでそういうルールを作っているから、それで行きましようということにしたが、実際問題としてはそういうことができなかった。これは地下水・雨水検討会で、私が最初に言い訳をしたことを覚えていただいているかもしれないが、努力はするが確約はできないと。そしてそのとおりになってしまった。

だから、それでどうするかという話。遮水機能の解除をもっと先にするのは簡単だが、それだけ安全を見る必要があるということであれば、それはそれで1つの判断。しかし、我々は、残念ながらそこまではいけなかった。いろんな理由があつて、事情があつて。

これは、一番大きいのは、地下水というのは、廃棄物は見れば分かる。掘ってみれば分かる。今の豊島の地下水というのは、ようやく、だいたいこういうふうに汚染物質が存在しているなというのが、いろんなところをHSで調べて、イメージができた。遅いと言われたら、そのとおりかもしれないが。そういうことを調べてみて、ここが超えて

いるからこうだということをやりながらやっていった。

そういう意味では、地下水・雨水検討会は、その後に遮水機能の解除という話が、いつまでに解除するというのは、どんどんと進んでいるわけである。それに対してどういう答えを出していくか、どういう判断ができるか。

だから、さっきも説明したように、これであれば、海水が環境基準を超えるという状況は、おそらく作らないだろう。作らなくて済む。だから、遮水機能を解除、だから、排水基準を到達するかどうか、これはマニュアルで書いてある。確かにそのとおりである。排水基準を到達しているかどうかという議論をすると、それはどうやって読むのだという話になる。じゃあ、そのとおり読めるかどうかの話。

そのへんのところは、地下水・雨水検討会のメンバーも、みんなものすごく苦しんでいる。100%の自信を持って言えるのかと言われたら。だが、まあ、今言ったような考え方でいくと、たぶん大丈夫だろう。だが、それ以上は、その分には一抹の不安は残る。それに対してどうするかということに関しては、それだけの手当をしてくださいというのは、第19回で付けた話。

だから、要は、最初に作っていた、排水基準をクリアすると決めたやり方、あれは、HSというのは、あのころはまだそこまで想定していなかった。だから、HSについて、今度はあるということが分かったときに、それはどうするか。どういう対策をするか。私は県にもお願いをして、何回かマニュアルの考え方を変えてくれ、議論してくれと言った。それはフォローアップ委員会が決める話なので。この検討会ではどうにもならない。でも、そこの議論は一向に進んでいない。だから我々は、そういう意味では、こっちで解釈して、やらざるを得ない。

その上で、私個人としては、海水の濃度が環境基準を超える状態は、絶対につくってはいけないだろう。だから、それを超えるか、超えないかというところで、逆に少し言うと、本当の字面で読んだらそう読めるかどうかというところを読み直している。だから、それは駄目だという話であれば、そこは戻さなければいけない。そこは直してほしい、そうでないといけないというのは、私の考え方で、そこは早く、苦しまなくて済むように変えてほしいというふうにはお願いしたのだが、なかなかフォローアップ委員会はたまにしか行われなし、地下水の対策はどんどん進んでいって追い込まれているし、時間に迫られている。そういう状況の中で、検討会として出した結論が、この前の排水基準達成の判断である。

だから、曲解していると言われると、そうかもしれない。だが、海水が環境基準を超えるかという観点、ここが一番重要だろうと思って、そこは絶対に緩めてはいけないなと思っていて、そこは超えてはいけないと思って考えた、そこは、たぶん大丈夫だろうと。一抹の不安については、ちゃんと対応策を考えて、やっていったらどうか。

今、この地点の4地点、4地点の話に入ってしまうけれども、4地点というのは、HS。全部濃度の高いところ。これは、4地域に分けてと県のほうで書いているけれども、

地下水・雨水検討会の中では、当然、濃度の高いところは下がっていても濃度が高く、最後まで残るだろう。だから、そこを確認して安全であれば、ほかのところも下がっているだろう。そういう意味で、この案にした。

この案も、ぶちまけた話をすると、最初、県のほうはそうではなかったのだが、それについては、それは違うだろうと。HSも残っているし、それについて十分確認できないではないか。今度は、その後モニタリングしてリバウンドがどうのこうのということになるわけである。環境基準が終わったときは。モニタリングが終わるから。そのときは、そういう、後で測ってリバウンドがあったらどうのこうのという話ではないので、もっと重要なのだが、それでも、そういう地点を、高いところをしっかりと把握できればいいのではないか。

それについて、安岐さんが先ほど言われた、①から④まで全部の地点で測って確認してほしい、それは、要望としてはあるだろうと思う。当然、そういう考え方はあるだろう。それを否定するものではない。ただ、実際、現実問題としてできるかどうかという話がもう1つある。そこは理想的には、私もいろいろ考えていて、最後はそういう姿もあるなどは考えているけれども、実際に、そうではなくて、高いところをしっかりと抑えておけばいいのではないかとということで、4箇所を押さえていくというのを、今、案として県が出した。それでだいたい良いのではないかとということで考えているということである。

少しまた後で、それ以上は、フォローアップ委員会のお話も絡むし、こればかり続けていると先に進まないので、取りあえず進めさせていただいてよろしいか。

- （豊島住民会議）はい、分かった。

- （座長）素直に、私の説明を了承されたとは解釈はしないが、取りあえず、一応、私がそういう説明をしたということで、それで結構だと住民会議が考えているという理解で先に進めるわけではないけれども。

- （豊島住民会議）はっきり言って了承はしていない。であるから、お話としては伺った。また、その議論の中で出てくることに関して、最後のところで発言したいと思う。

- （座長）はい。それでは、ほかの先生方、よろしいか。あるいは県から何かあるか。

- （県）以降は資料の説明の中で、対応したいと思っている。

- （座長）それでは、だいが事前のご意見を伺うのが長引いたけれども、それでは、お手元にお配りしている次第に従って会議を進めていく。

まずは、議題の1の処分地全域での地下水における環境基準の到達及び達成の確認方法の検討について、事務局からご説明ください。

IV 審議・報告事項

1. 処分地全域での地下水における環境基準の到達及び達成の確認手法の検討（審議）【資料Ⅱ／1】

○（県）それでは、説明させていただく。まず、資料1である。処分地全域での地下水における環境基準の到達及び達成の確認手法の検討である。

まず、処分地の地下水浄化対策については、フォローアップ委員会で定められた地下水浄化対策等に関する基本的事項において、豊島処分地の地下水の水質をできる限り速やかに環境基準に到達させ、達成の確認をすることを目標とすると規定されている。環境基準の到達及び達成の確認の規定については、地下水検討会が策定し、フォローアップ委員会で承認を得るものとされていることから、今回のマニュアルの案を策定するものである。

次に、2の環境基準の到達・達成の確認における地下水汚染地点については、排水基準の到達・達成の確認時と同様に、図1のとおり31区画としたいと考えている。

次に、2ページ。これは、先ほど住民会議さんのほうからも質問のあった、地下水の計測点についてである。地下水の計測点については、これまでの地下水浄化対策により、処分地内の汚染物質の濃度は一定程度低減し、また、均質化の方向に進んでいるということから、全ての地下水汚染地点のうちから、必要数の地点を選定するということとし、地下水計測点を平面的に分散して配置するために、90m四方の4つのエリアを設定し、地下水計測地点を図2の赤丸のとおり、それぞれのエリアで1地点ずつ選定した。

具体的には、まず区画⑪であるけれども、こちらはHS-⑩による汚染区画の代表地点であって、かつ、地下水の流れで言うと下流側に位置する地点となる。それから、区画⑳である。こちらは、HS-⑳による汚染区画の上流側の代表地点となる。それから、区画㉑である。こちらは、HS-㉑による汚染範囲の下流側の代表地点、かつ、地下水で言うと、流れでは下流側に位置する地点となる。それから、D測線西側。こちらは、B+40、2+30であるけれども、HS-D西による汚染区画の代表地点となる。以上の4地点を地下水計測点とした。

次に、具体的な到達及び達成の確認手法については、添付しているマニュアル案に沿って説明をしたいと考えている。

別添のマニュアル案の1ページをお開きいただきたいと思う。1ページの2.1に記載のとおり、基本的事項において、環境基準の到達とは、排水基準到達・達成の確認後、地下水検討会が、自然浄化により汚染物質の濃度が環境基準値を満たすと認めた場合を言う。

続いて、少し飛び3ページである。(2)の計測項目に記載しているとおり、排水基

準の到達・達成のときと同じく、記載の5物質、ベンゼン、1,4-ジオキサン、トリクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン及びクロロエチレンを計測項目とし、参考として塩化物イオン濃度も測定する。また、到達の評価基準については、2.5の到達の承認申請の内容の1つ目の丸に記載のとおり、地下水の5物質の直近1回の計測値が環境基準を満たしており、安定的に環境基準を満たすことを基準とする。

今、資料が画面上に出ていなかった。失礼した。再度説明させていただく。

別添の資料1である。1ページの2.1に記載のとおり、基本的事項において環境基準の到達とは、排水基準達成の確認後、地下水検討会が自然浄化により汚染物質の濃度が環境基準値を満たすと認めた場合を言う。

続いて、3ページに少し飛ぶが、計測項目については、(2)に記載しているとおり、排水基準の到達・達成と同じく、記載の5物質を計測項目とし、なお、参考として塩化物イオン濃度も測定する。また、到達の評価基準については、2.5の1つ目の丸に記載のとおり、地下水の5物質の直近1回の計測値が環境基準を満たしており、安定的に環境基準を満たすことを基準とする。

次に4ページ。環境基準の達成の確認である。こちらは基本的事項において、環境基準に到達後、地下水検討会が汚染物質の濃度が環境基準を満たしていると確認した場合をいい、達成の確認を地下水浄化の達成あるいは完了と表現することもあるとしている。このことから、3.4の(2)計測項目に記載しているとおり、到達の際と同じく5物質を対象とするほか、達成の確認を申請する際には、全ての地下水環境基準項目も計測していく。

次に5ページ、環境基準の達成の評価の基準であるけれども、こちらは3.5また3.6に記載しているとおり、直近の計測日までの1年間にわたる計測値から算出した平均値が環境基準を満足していること。これにより確実に環境基準を満たすということとする。

なお、最後に、資料は少し戻るのだが、先ほどの別添の前の資料の4ページの最後に記載しているのであるけれども、到達・達成にかかる5物質の計測頻度についてである。こちらは4ページの表2に記載しているけれども、計測頻度については年4回としたいと考えているところである。項目については、先ほどご説明したように5物質、それから、塩化物イオン濃度、それから、達成においては、到達の後、全項目についても測定したいと考えている。

○(座長) はい、いかがか。ご質問等いただければと思うが。

基本的な4地点に絞ったということに関しては、先ほど私が説明したように、一応、第19回の委員会で排水基準の到達・達成の確認をしたが、条件を付した、濃度が高い状態にあるであろうというところを押さえて、そこを見ていけば、ほかはそれよりは一般的に低くなっているだろうという考え方で絞ったということである。

一番確実に、安全にやるという確認をする意味で言えば、安岐さんが言われるような形で、全地点で確認をするべきだというのは、1つの案としてはあり得るだろうと思うし、できればそうするほうがよいのかもしれない。

まあ、実態的にそうなると、モニタリング井戸を全て残しておくとか、改めて造り直すということになるので、そのへんをどういう手当をしていくかという話も含めて議論していかなければいけないだろうと考えている。この資料について、先生方からいろいろご意見をいただければと思う。いかがか。

1つは、質問として3ページの運用の方針のところ、環境基準に到達して、環境基準の達成の確認をした後のところで、自然浄化というふうに、この間は何も対策をしないよということになるのだが、環境基準、この場合はまだリバウンドと呼ぶのではないだろうと、まあ、定義はしないが、環境基準を1回下回ったよと言いながら、到達したよという判断をしながら、再度高くなってしまったときに、何らかの追加的な地下水浄化促進策というのは考え得るのかどうかというのは、1つ議論としてあると思う。ここにそれを記載するかどうかは別だが。

環境基準到達までは、自然浄化でアスタリスクを付けて、これは、HS対策はもうやらないだろうと思うが、HS対策はリバウンド対策というよりも、むしろ地下水浄化促進策をやるという話になったほうがいいのかと思うが。この図3のところ。HS対策は地下水浄化促進策をやるという話ではないだろうか。

少しそのへんのところが少し整理ができていないような感じがする。対策の中身としては、似たようなものが出てくる可能性が高いと思うけれども。少しあと、資料3のほうでまた絡んでくる感じがするけれども、そこの表現が。ここは県としてはどう考えておられるのか、少し県のほうで説明いただけるか。

- (県) まず、環境基準に到達の前に、自然浄化というのがあり、こちらのほうに必要なに応じてHS対策とかリバウンド対策を実施するというふうには書いている。こちらは、また資料2のほうでご説明をさせていただくのであるけれども。

その後、環境基準に到達したのちに、達成の確認までは、年平均値で取ることになるので、この期間に、仮に一旦到達した後に再び上昇したとしても、またその後の経過を年4回のモニタリングで見えていって、それがその年平均で入った段階で達成というふうになるのかなと考えている。

- (座長) だから、その間は何もしないということか。その間が長く続いたときはどうするのかという。というのが1つ。ここは何もやらない、時間だけ待つと。

その前のところは、自然浄化のところ、HS対策やリバウンド対策をやるという話になると、少し違うのではないかという感じがする。環境基準の達成を促進するためにやるのが、追加的浄化対策。リバウンド対策やHS対策もそれに絡むのだが、ここは、

環境基準の達成の確認までの話をしているのだから、ここは追加的浄化対策を実施する、ではないだろうか。追加的な浄化対策というのは、どこに行ってしまうのかなという感じがするが。

○（県）こちらで書いているHS対策とリバウンド対策は、基本的には自然浄化の途中で排水基準を再び超過したときの対策を記載しているというふうに解釈している。

○（座長）だから、排水基準の達成を確認して、それは、排水基準がどうのこうのという話だろう。これは、環境基準の達成の確認までの話だから。だったら、追加的浄化対策のほうではないかということを示している。

排水基準を達成するかどうかという話については、HS対策やリバウンド対策でやるというのは、それは当然だと思うけれども。

これは、整地後にはどういうふうになるのか。リバウンド対策は整地後でもあり得るのか。少し何か、HS対策、リバウンド対策と、追加的浄化対策というのは、頭の中できっちり整理できていないような感じがする。実際には同じような対策が並んでくるのだろうと思うけども。

○（県）少し記載について検討したいと思う。

○（座長）ほかにいかがか。

○（委員）4ページ目の表2、その他の計測項目だが、5物質、参考のために塩化物イオン濃度を測定する。これは結構かと思うけれども、今の図3で排水基準の達成、遮水機能の解除から、環境基準に到達までの自然浄化で、アスタリスクにあったように追加的な浄化対策を施す場合、場合によっては、過硫酸ナトリウムによる浄化、化学処理もやる必要があるかもしれないので、pHを参考までに計測していただいたら、どの程度効果があるかどうかということも含めて評価の参考になる、それこそ参考としてだが。コストもそんなにかからないので、測定を加えていただくと幸いかと思う。

○（座長）それは、HS対策とかリバウンド対策の中でする話ではないか。

○（委員）いや、これ、計測項目で。

○（座長）いや、計測項目はそうだけれども、ここで言っているのは、環境基準の達成に向けて、それを評価するための項目として考えるという話なので。

- （委員） ええ、そのときに測定するのは、5物質とpH、塩化物イオン濃度。
- （座長） 塩化物イオンというのは、どういう意味かということ、海水が。
- （委員） どこまで入ってくるかということ。
- （座長） いや、測定したときに、海水の影響がどのぐらい入っているか。海の水が入ってしまっていて、海の水で薄まっているものを測っているのではないか。これは、潮汐の影響があるので、動くわけである。
- （委員） ええ。
- （座長） だから、今、私の頭の中で考えているのは、塩化物イオン濃度が高い場合は、その測定結果というのは、評価には使わない。あるいは再測定をする。そういう考え方で、参考として塩化物イオン濃度を測定することを入れてもらっているというふうに理解している。
- （委員） いや、それはそれでいいのだが、それでも。
- （座長） それとpHとは少し違うだろうという。
- （委員） ええ。違うが、それでどうするかということ、この観測井⑪⑳㉑D測線西の観測井の状況を把握するというのが、この計測項目ではないだろうか。
- （座長） いや、それは、リバウンド対策なり、HS対策をやっている中で、これらの項目についてpHを、これらの4つの井戸についても測りなさいという整理をするのであれば、それはそれで全然構わないと思うけれども。
- （委員） いえ、私はそういったことを申し上げたのではなく、自然浄化、アスタリスクが付いている図3の部分で、この計測項目で、この5物質プラス塩化物イオン濃度プラスpHを測ったほうが、この全体の状況を把握する意味でいいのではないか。特に、D測線西側の排水基準達成から環境基準到達までのプロセスの中で、今やっている追加的な浄化対策の影響を評価するために、役に立つのではないかということで、提案を申し上げているわけである。測るところはないのだから。
- （座長） いや、それはそういう対策をやっているということで、その中でそこについて

は継続的にモニタリングしなさいということを入れてもいいだろうと思う。

- （委員） ええ。しかし、ここではないので。
- （座長） ここでなくても、それは対策のほうで指定してくればいいのではないかと。
- （委員） こういうところの中に入れたらどうかということである。
- （座長） いや、これを入れるとなると、全体についてそれをやりなさいという話になる。それは少し趣旨が違うのではないかなと。
- （委員） いや、もちろんそうである。問題はD測線西側だけの話で申し上げているので、この4つの測線の中で、この確認のためにそういう自然追加的浄化対策のことをやった場合には、別にまたモニタリングするというふうなことをどこかに書き込むなら、それは別であるけれども、これはもうこのマニュアルにすることぐらいしか、書きようがないのではないかということでも申し上げた。
- （座長） これは、HS対策とカリバウンド対策をどうやるかという話は別にある、そこで書き込めばいい話ではないか。
- （委員） それはまた別の。
- （座長） HS対策とカリバウンド対策をどうやって進めていくか、化学処理をやるときには、そういう項目について測りなさいと。
- （委員） 私は少し理解していなかった。この追加的自然浄化対策ということで、また別にその何かマニュアルを作られるとかいうのなら、それはそれで結構である。
- （座長） それをやりなさいと、それをやるときに、地下水・雨水検討会、たぶん地下水・雨水検討会なのだろうが、どういう方法でやるかというのを指定して議論していくわけである。その中で、こういう項目を測りなさいというのは、当然、書かなければいけないし、書けるだろうと思う。
- （委員） そうか。分かった。私は、それは誤解していたので、今の件は取り下げる。
- （座長） 少しそういう感じを持っているが。

- （委員）私は理解をしていなかったなので、取り下げる。
- （座長）いかがか。
- （委員）安岐さんの質問とも関連するのだが、基本的に、今HS対策は計測をしている中で、この処分地全体の観測井での地下水が排水基準を満たしているという状況である。そういう状況で、海域へ排出する影響というのは少ないから、遮水機能は解除していいという理解でよいか。遮水機能の解除、これで、解除していくということになると思うが、そういう理解でよいか。
- （座長）いや、この検討会としては、海域への流れる水を考えて、今、HSのところは若干超えている部分が残っている。これが残っているとしても、全体としての汚染状況、超えている状況と、さっき言った塩水くさびの話等を考えると、環境基準を超えることはないだろうと。
- （委員）ないだろうということ。
- （座長）そういう判断だというふうに、理解をしているけれども、いや、先生方がそうではないんだということであれば、また、ご意見をいただければと思う。
- （委員）私はもうそれで、たぶん海域への影響というのは、環境基準を超えることは、まあないだろうと。量的に全然違うから、大丈夫だろうと思っている。その確認のこと。
- それと、4地点というのも、これは、本当はたくさんで測ればいいのだが、対象物質がベンゼンか、1，4-ジオキサンか、トリクロロエチレンかという3種類と、地下水の流れる方向を考えて、まあ、こういう感じかなというのは、私もそのように思う。
- ただ、将来、遮水機能を解除したときに、塩水が入ってきて、例えば、㊸の下流側として㊹になるというのは、ひょっとしたら、上流側に移すというようなことも考えられるわけか。
- この、資料2-1の2ページの図2で、地下水計測点の位置というのがある。㊸、㊹、㊺、それとD測線西側というのは、4地点で全体の様子を見ていくということ。
- 塩水くさびが入ったときに、ひょっとしたら、㊸はたぶんそういうことではないんじゃないかと思うのだが、㊹なんかは、1，4-ジオキサンだと、塩水で希釈されるといようなことになると、㊺に移すとか、そういうことはもう考えないのか。もうずっとこのまま㊸でいくということか。

- （座長）そのへんを考えると、要は海水の影響を受けて、海水で希釈されているものを測って濃度が下がっている、環境基準を満たしているという判断をしてしまうのは間違いだろうと。だから、塩化物イオン濃度をちゃんと測って、そういう状況にあると考えるものは、環境基準到達・達成の判断には使わない。
- （委員）使わない。改めて測定。
- （座長）改めて測定をする。
- （委員）測り直しをするという意味。はい、分かった。
- （座長）そういう確認で、海水による希釈によって濃度が下がっているというのは一時的な問題になってくるので、そういうときでない、やっぱり地下水を本当に測っているときのデータを見て、地下水がどうなっているかを見ていこうという理解で考えているけれども。
- （委員）分かった。はい。私も移さないほうがいいと思う。ずっと同じ地点で、塩水の影響のないところで測っていくということが大事かなと思う。
- （座長）㉓の議論が少し出たのだが、これは、実際の濃度を見ていくと、今のところ㉓、㉔等々、この周辺の井戸というのは、非常に特徴的に同じ挙動を示している。そういう意味で代表点、従来の排水基準のところでは㉔だったが、ここは㉓にしても構わないだろうと。
ただ、そうは言いながら、海岸べりに近いので、塩水の影響が出るといけない、希釈されているという話であるといけないので、塩化物イオンをちゃんと測ってもら。それで、希釈によって薄まっているというデータを排除しておこうという考え方かなと思っている。いかがか。
- （副座長）この水質測定項目で、5物質を測るということになっているが、例えば㉓あたりでは、安定的に項目が環境基準以下しかない場合は、外すということもやるのか。これは質問だが。
- （座長）これはどうか。過去に㉓はベンゼンも超えていたような気もする。㉓のほうは、もっばら、そうでもないかな。一応確認するという意味では。

- （副座長）必要。確認するのは分かるのだが、最後の段階も測るのが必要だと思うのだが、途中経過で、安定的に超えてないというときは、測らなくてもいいということにはしないのかという質問だが。
- （座長）これまでのデータを見て、それとの関連を見ていくというのは、1つ必要かもしれない。
- （副座長）ええ、それを見て。
- （座長）だから、測るのは測ってもいいのではないかなという感じはする。
- （副座長）測るのは問題ではないが。金がかかるだけかなと思うから、少しだけ引かかるが。
- （座長）年4回というのは、いかがか。ここはまあ、年4回というのは、普通に地下水でも頻度を下げるときには年4回という、季節変動を見るというのは。
- （副座長）回数。
- （座長）地下水位が気象条件によって変わってくるということも踏まえて、だいたい4回ぐらい測りなさいよという言い方をする。だから、それでいいのかなというふうにも思うが、実際問題として、到達だとか達成の判断をするときには、もう少し測ってもらった方がいいのではないかとすることはあり得るかもしれない。この計測の頻度というのは、どういうふうにするか。
- （副座長）経過過程で超えているという段階は、年4回でもいいかもしれないが、達成したという段階になったら、もう少し頻度を上げて測ったほうがいいように感じるが。
- （座長）これは、ずっとこれ自体が評価の条件のところで行っているので、年4回。地下水計測点の濃度を測るのを年4回でやるか、どうやってやるかという話も、もう1つの考え方としてある。
- （副座長）なるほど。
- （座長）どのぐらい長くなるから、じゃあ、だいたい、海水の影響はともかくとして、濃度変動のパターンが捕まえられたら、年2回で測っていて、実際にやるときには年4

回。場合によってはもっと増やせという話もあり得ると思うが。年4回で一応は。

○（副座長） そうだろう。

○（座長） ただ、年4回、しばらくは年4回測ってパターンを見る。それから、たぶん、もう1つ考えているのは、これ自体も、先ほど安岐さんのご質問にも絡んでくるのだが、今、図1のところ、計測、観測している井戸がある。この井戸を今測っている。これをどう続けていくかという話もある。徐々に観測井戸を撤去していくので、測れなくなるところが出てくるが、少なくとも測ることが物理的にできなくなるまでは、これらの井戸で、月に少なくとも1回ぐらいの測定はしてもらいたいなど、私は個人的には思っている。

○（副座長） なるほど。

○（座長） それをやることによって、安岐さんがそれで大丈夫なのかということに関して、遮水機能を解除した後はこんなふうな形で動くという話は、当然出てくるわけで。今は遮水機能も解除できていない、浄化対策もやっていない状況の中で判断させられているというのは、一番の懸念材料なので、そこについては、できれば続けてもらいたいなど。

例えば、②とか⑨なんかはまあ大丈夫かもしれないかなというところはあるけども、少しそういう意味では、できれば、これらの項目については測ってもらいたいなどという感じがする。そのへんのデータを見た上で、それじゃあ、これで大丈夫ということが言えるのかなというふうに思うが。

場合によって、今、4地点で評価をするよと言っているけれども、実際には、これだけの区画を、遮水機能を解除して、浄化対策もやめて、変化をして経過を見て、それによって少し特異的な変化があるのであれば、4地点というのでいいのかどうかというのは、また議論するというのは、あり得るだろう。取りあえずは4地点ということにしておいて。

○（副座長） そうである。当面、経過過程はこれで押さえていっても、最終的に確認するときに、少し変えてもいいというのは感じる。

○（座長） いや、私が言ったのは、確認する前というか。

○（副座長） 前である。

- （座長）前の話と、それから、最後に確認するというのは、安岐さんのご意見で、1つのご意見だと思う。私もその案を考えなかったわけではない。これだけの井戸を再設置してモニタリングをする。それだけやれば、自信を持って言えるだろう。それは非常に美しい姿だと思うが。
- （副座長）それから、もう1つコメントみたいなことだが、海面の潮位、9月ぐらいが高いのかな。それで、変動幅は3月か、そのあたりが大きい。潮位はそれほど高くないのだが、変動幅が大きくなるというようなことがあるから、この⑩とか⑪のところは、それを考えないといけないかもしれない。海水がどう入ってくるかとか、出ていくかということを考えるとき。
- （座長）それもなかなか難しい。塩水くさびがどう入ってきて、それをオールストレーナとかで測ったときに、どういうふうになるかというのをシミュレーションすることとは非常に難しいと思うので、逆に言えば、実際に測った時間を見て。
- （副座長）経験で。
- （座長）配慮するというのはあるのだが、実際に測って塩素イオン濃度を測ったら、これは海水が入っているのだから、これは使わないよという、もう1回測り直すよということにしたほうがいいだろうということで、参考のため。少し曖昧な表現だが、私自身については、それはそういうふうにするのだろうと理解している。
- （副座長）塩化物濃度で補正してもいいのかもしれない。何倍ぐらい入ってきているから、これは濃度が半分ぐらいになっているというような。
- （座長）まあ、補正するよりはもう1回測ればいい話で。
- （副座長）そのほうが確かか。いろいろなことを考えるよりも、単純にしておいたほうがいいかもしれない。
- （委員）計測地点を4点にするというのは、先ほどの中杉座長から説明いただいたように、それなりに意味のあるというか、かなり厳しめの値を出してくれるという意味で、私は4点でいいと基本的には思っている。

ただ、もう1つ気になるのは、これと並行してというか、HS対策をまだずっと継続して整地まではやると一方で決めている。そのときに、私はやはりすごく気になるのは、整地の段階でHS対策が終わらないという結果になった場合、この図3のような、きれ

いなシナリオにならなくなるので、そのHS対策はもうこれでよしと、問題がないという判断を下さなければいけないということになるのではないかと思います。

そういう意味では、図3で言うと、自然浄化でアスタリスクが付いているところがあるけれど、ここの矢印のあたりに整地という作業が入ってくる。この段階で、前回は、整地ではなくて撤去か。高度排水処理施設を撤去して、一応HS対策終わって1カ月ぐらいいたらモニタリングして、これからどうするか、あるいは、どういう効果があったかというのを見るような話があったかのような気はする。そのときぐらいは、できるだけたくさん点で測ってほしいなという気はする。

ただ、この4点というのは、やはり代表性が非常に高い地点だという気がするので、将来にわたって継続的に計測するという点という意味では、4点で私自身はいいなと思っている。

ただ、くどいようだが、本当にHS対策が十分に終わるかどうかが、整地までに終わらせなければいけないというので、終わらないということが起こり得るように、まだやっぱり危惧を持っているものであるから、そのときには別途判断をしなければ、要は環境基準にはとてもいきそうもないと。少なくとも、数十年の間にいかないというような状況も起こりそうな気がするものであるから、それはそのときにやはり別途判断することになるのかなと思っているけれども、よろしいか。

- （座長）それは、もう行政的判断で、そこはもう目をつぶるというやり方でしかやらないというのであれば、まあ、それはもうお任せするしかないけれども、実際問題として、それをやめるときにどういうふうに条件を付けるか。ここには、これはリバウンドの要因が残っているよ、HS対策にはリバウンドの要因が残っているよ。ここについては、化学処理みたいな対策はなかなか続けては難しいけれども、少なくとも揚水は続けなさいよというふうな条件を付けるということは、少し考えておく必要があるかなと思う。

具体的にそのところ、ここで終了するよとって、じゃあ、どういうふうに判断するか。その後、どういうふうにするかということに関しては、今のところ議論していない。だから、河原先生がいつも言われるような形で、それをどういうふうにするのかというのを別途検討しなければいけないかなと思う。

- （委員）HS対策をやっている地点とモニタリングの点が違っているから、そういう意味では、この計測点と書かれているところのデータだけでは、本当に有効かどうかというのは判断できない気がするので、そういう意味で、くどいようだが、直後は少し広めに測っていただいて、いったい何が今起こったというようなデータが取れるとありがたいなというふうには思う。

○（座長）だから、D測線西側なんかも、たくさんモニタリング井戸がある。それを、対策をやめた後にどうなっていくかというのは、それこそ、全部測らなければいけない。だから、そこは、HSがきれいになったよという判断をどういうふうに出すか。

○（委員） そうである。

○（座長）一応、県の想定としては、HSが終わったよということで、整地のところではもう終わっているよという判断なのだろうけれども、その前に、どういうふうに判断するか。

今、たぶん一番難しいのは、遮水壁を解除するということが1つはポイントになるのだが、それによって水質がどう変化するか。だが、対策をやめたことによっても水質がどう変化するか。非常に重要なポイント。そこはしっかり見極める必要があるので、対策をやめてしまっても見なければいけないという話なので、やめる前に条件を付けて、本当にHS対策終わったという確認をどういうふうにするかというところは、しっかり考えなければいけないと思っている。

そのへんのところをしっかりと確認できれば、安岐さんの言われていることに対しても、少しは答えになるかと思うけれども。

○（委員） 私は以上である。

○（座長） はい。いかがか。取りあえず、いろいろご意見があり、4点について絞るということに関しては、概ねご了解をいただいて、この案でフォローアップ委員会に提案するということは、ご理解いただいたのだが、細かい点で何点か議論が出ている。それから、もちろん住民会議からも後でもご意見が出てくると思うけれども。それを踏まえながら、少し、フォローアップ委員会に出す案を考えるといても、実際にはもうフォローアップ委員会はすぐになってしまうので、また先生方に見ていただいて、修正を更にする、やりとりをしている暇がないように思う。申し訳ないが、一応、私にお任せいただいて、フォローアップ委員会でまた議論していただくという形にしたいと思うけれども。

○（委員） お願いします。

○（座長） 少しこの委員会で最終結論は決定ができるわけではないので、少しそういう形でしていきたいと思うが、よろしいか。

○（委員） よろしくお願いします。

- （委員）はい、結構である。
- （座長）それでは、また最後にまとめてでいいか。安岐さん。
- （豊島住民会議）はい。
- （座長）では、次へ進める。それでは、次に、排水基準達成後の地下水浄化に対する基本的対応について、事務局からご説明をお願いします。

2. 排水基準達成後の地下水浄化に対する基本的対応（審議）【資料Ⅱ／2】

- （県）資料2をご覧いただければと思う。この議題については、前回の検討会でもご議論いただいたところだが、今後、環境基準達成までの間に、実施する地下水計測及び地下水浄化対策について、基本的対応ということで、基本的事項を取りまとめたものとなっている。

まず、1ページ、1番目のところにあるが、リバウンド及びその対策ならびに追加的浄化対策、こちらの定義という格好になる。まず、リバウンドということだが、排水基準の達成の確認から環境基準の到達までに実施した地下水計測において、汚染物質が以下のような状態、同一の汚染物質に関する2回以上の計測結果において、連続して排水基準を超える場合。連続はしていないが、数次にわたって同一の汚染物質が排水基準を超える場合。1回の計測値が排水基準を超え、同じ汚染物質のそれ以前の計測結果が上昇傾向にある場合。その他、検討会がリバウンド現象の発生と認める場合という形で、地下水検討会がリバウンド現象と認定した場合をリバウンドと考えているということである。

次に、このリバウンドが起これば、対策としてどういうことを行うかというところを2番目に書いており、リバウンドが発生した地下水計測点において、実施する揚水浄化、注水浄化、化学処理浄化、及びそれらを併用した地下水浄化対策をいう。こちらについては、リバウンドが発生すれば、必ず行っていくというふうに考えている。

3番目が追加的浄化対策、これらについてだが、排水基準の達成の確認後にリバウンドの発生抑制や環境基準の達成の促進を行うために、必要に応じて局所的な汚染源に対して実施する地下水浄化対策のことをいうとさせていただいている。南山側の雨水による浸透池等を活用した自然浄化の促進策もこれに含めるというふうに整理させていただいている。

次に、2番目に、高度排水処理施設等の停止後の地下水浄化に対する基本的考え方として整理をさせていただいた。こちらは、図1にそれぞれのどういったことに対してど

う対応するかというのを、横軸に時間的な経過を書きながら、イメージとしてお示ししている。

今後、処分地の状況としては、排水基準の達成後となり、今月中にも高度排水処理施設や簡易地下水処理施設を停止して、手続きに沿ってこれらの施設は令和3年度中に撤去する予定となっている。図1、この中の主要な点を申し上げていくが、まず、全体の工程としては、緑色で囲っているけれども、先ほど審議いただいたマニュアルに基づいて、地下水計測を環境基準の達成の確認まで継続して実施していく。この結果や分析・検討等を適宜地下水検討会に報告して、その都度指導・助言を受けるという形になろうかと考えている。

施設の停止後に、遮水機能の解除、図の高度排水処理施設の停止の後で遮水機能の解除があるわけだが、その際、その効果が現れる時期の地下水計測結果については、特に注目して分析・検討を行っていきたいと思っている。先ほども開けることに伴って、塩素イオン濃度を測るとか、そういったことがあったかと思うが、そういった点も注意深く見ていきたいと考えている。

また、マニュアルに規定される条件を満たした場合には、到達と達成の申請をそれぞれ行っていった、確認を受けるものとするが、環境基準の到達から達成までは、マニュアルの規定により、1年以上の間隔をあけておくというふうに考えている。

次に、地下水浄化対策の適用になるが、基本的には、青い囲みで囲っているけれども、環境基準の達成までの間、地下水浄化に対しては、自然浄化対策を基本的に適用していく。ただ、南山側雨水による浸透池を用いた自然浄化促進策は、追加的浄化対策の一部として、その適用は、整地の開始までということを原則とする。

次に、茶色で囲っているけれども、追加的浄化対策。こちらについては、先ほど申し上げた、南山側雨水の自然浄化の促進策に付け加え、これまでに地下水検討会で議論された方策を中心に、揚水浄化、注水浄化、化学処理浄化、及びそれらの併用策を適用して、地下水の浄化を図っていく。この絵の中にもあるように、遅くとも、こちらの追加的浄化対策は、整地の開始までには終了するという予定で考えている。

以上のような地下水浄化対策の適用評価等や、処分地全域の水管理について、地下水検討会の指導・助言を受けることとしている。

次が、リバウンド対策の実施になるが、こちらがオレンジ色で囲んでいる部分となる。マニュアルに基づいて計測したところ、リバウンドと認定された場合には、地下水検討会の指導・助言の下でそれを解消するための対策を実施していく。同検討会で対策の効果等を検討いただき、リバウンドが解消されたと判定されたときをもって、その対策を終了することとしている。

特に、北海岸近傍の地下水計測点、先ほど⑪と⑬というポイントがあったが、こちらでリバウンドの発生が認められた場合には、海域保全への配慮から迅速な対応を講じるものとしたと考えている。

のちほどのところでどういう対策があるかということを書かせていただいているけれども、基本的に整地の開始までとその後では、異なる内容のリバウンド対策になるのかと考えている。

次に3番目として、次のページだが、地下水浄化の各浄化対策の内容を書かせていただいている。追加的浄化対策として、基本的に今まで地下水検討会でも議論いただいたものを中心に①から④まで、①は、降った雨を利用した、浸透池を活用した自然浄化の促進策という形で、②以降は揚水浄化、③注水浄化、④化学処理浄化というふうに、これらを状況に合わせて適用していくことと考えている。

なお、この中で、貯留トレンチの活用という部分があるが、こちらについては、処分地の整地が開始されるまでとしたいと考えている。

リバウンド対策については、先ほどの追加的浄化対策と同様のものを適用していくという形になる。また、こちらも同様に、貯留トレンチを活用した部分については、処分地の整地開始前までと整理している。

次に、追加的浄化対策の実施に対する考え方になるが、先ほど来、議論になっているところになるけれども、表1に追加的浄化対策を適用するHS、局所的な汚染源とそれへの具体的対応をお示ししている。局所的な汚染源としているのがHS-⑯、こちらは区画⑯付近のベンゼン等の汚染、HS-⑳、こちらは区画⑳付近の1,4-ジオキサン等の汚染、HS-D西、これはD測線西側付近のトリクロロエチレン等の汚染という形が局所的な汚染源としており、それに対して具体的な対応としては、これまでの地下水検討会での議論が中心となるけれども、HS-⑯に対しては浸透池、貯留トレンチ等を活用した揚水浄化を実施する。必要に応じて注水浄化等を検討していく。HS-⑳に対しては、浸透池、貯留トレンチを活用した揚水・注水浄化を実施する。HS-D西に対しては、過硫酸ナトリウムにより化学処理浄化及び浸透池、貯留トレンチ等を活用した揚水・注水浄化を実施するというふうに、追加的浄化対策を整理させていただいている。これらも、これまで地下水検討会で定められた浄化対策を中心に、整地開始前までの間に、必要に応じ、地下水浄化を進め、環境基準の達成の促進であるとか、それに伴うリバウンドの発生抑制を図ってまいりたいと考えている。

- (座長) はい、いかがか。まず、私のほうから、1ページ目の1、リバウンド及びその対策ならびに追加的浄化対策の定義というところの、(1)リバウンドのところだが、これは少し、下に4つポツが並んでいるけれども、4つ目のポツというのが、何となくほかと並びが悪いというか、曖昧なところ。検討会がリバウンドの現象の発生と認める場合であれば、上のような条件を全部含んでしまっているのだから、並べることはないのではないかなと考えている。

最初の3つのポツは例示としてこんなケースがあるということを示しているものだと理解するけれども、そういう意味で言えば、(1)の2行目で、「汚染物質濃度が以下

のような状態であって」ということを、その前に例えばポツを入れて、「以下のような状態であって、地下水・雨水検討会がリバウンド現象と認定した場合をいう」というふうにして、黒ポツの4番目の「その他、検討会がリバウンド現象の発生を認める場合」というのは、削除してもいいのではないかと思っているが、いかがでしょうか。

先生方、いかがか。1つずつ少し細かく詰めておいたほうが良いような感じがするので。

- （委員）それで結構だと思う。少なくとも、このポツがその他を除いて3つあって、汚染濃度があまり変化せずに、時々ポンと排水基準を超えるような場合というのは、この中の3つに入れないような気もするものであるから、むしろ、単なる事例で、この検討会が現象に対し、少なくとも排水基準を超えるようなことがあれば、ただちに原因なり、これからの動向を見定めてリバウンドと認めるか、認めないかという判断をするというので、この上3つは例としていただいたほうが良いと思う。
- （座長）少し広くしておかないと、以下の状態であってというふうに書いてしまうと、そうでなければリバウンドでないというふうに使われるのが非常に怖いというか。今までも、マニュアル等でこう決められているからそうだと、それに縛られて、だいぶ苦労をしたものであるから、そのへんのところは少し、いろいろなケースが考えられるだろうということ、実際には地下水・雨水検討会で、ここでは今想定していないが、こんなものもあるということが読めるようにしておきたいということで、そういう提案をさせていただいたのだが。ほかの先生方はいかがか。
- （委員）いずれにしても、検討会が判断するわけであるから、座長の言われるそれでいいのではないか。
- （副座長）それで結構かと思う。たぶん、何となく日本語の修正みたいな気もするが、そのほうが非常にすっきりしている。
- （座長）このへんのところは、単なる日本語の修正以上に意味を持ちそうな感じがするので、私は気にしてこだわっているのだが。
- （副座長）座長の言われたように、すっきりするから、そのほうが広がるから。
- （座長）これでフォローアップ委員会のほうにこの部分は修正をしてもらって、委員会としては提案をさせていただく。

- （副座長）了解した。
- （座長）それ以外にいかがか。先ほどの河原委員のほうで、HS対策は遅くとも整地の開始までに終了する、それでいいのかどうかというのは、このままだとそれでいいのだという話になってしまうので、そここのところが少し問題になるかなと思う。
- ただ、3ページの3の追加的浄化対策という最初のところ。「追加的浄化対策の適用において、原則、貯留トレンチ等の活用は処分地の整地開始までとする」ということを入れてある。貯留トレンチを使わないものであれば、整地開始後もできるというふうに読めるというふうに、私はそのように理解したが。
- 例えばHS対策ということで行くと、HS対策が取れなくても、仮にその濃度が高くても、先ほどの安岐さんの懸念に対応するという形で言えば、揚水を続けてその汚染物質が周りに流れていかないという対応は、有効だろうと思う。それ以上の対策というのはなかなか難しいかもしれない。そういうことは、この揚水浄化というところで読めるのかなというふうに思うので、そういうこともありだという形にしたほうがいいのかなと。そうすると、追加的浄化対策が、遅くとも整地の開始までには終了するというと、そうではないのではないかと。
- これを読むとそう。3のところでは、貯留トレンチを使ってはいけない。貯留トレンチはなくなるから、撤去するからということで、使ってはいけないという話なのだろうが、それ以外のものについては何も記載していないということで、図1を少し修正する必要があるのかなと思う。
- 実際にどういうことをやるかというのは、HS対策がどう完了したかという判定をしなければいけないし、整地の開始の前に、たぶん、HS対策がどういう状況であって、もうやめていいという判断をするか、残っているからどういうふうに後を追加でどういう対策をするか、そこで少し議論をして、いろいろなことを考えられる余地はあるんだろうと思って見ていた。そういうことで、県は、そういう解釈でよろしいか。少しこれを両方読むと、そういうふうに読める。
- （委員）2ページも、地下水浄化対策の適用というところの⑥を見ると、追加的浄化対策は、遅くとも整地の開始までには終了すると読めてしまう。
- （座長）だから、これと、3ページの記述とは矛盾している。
- （委員）そう。
- （座長）だから、整地の開始までに終了するというのは、貯留トレンチを活用した対策は終了する。3ページのほうにならえば。

- （委員） はい。
- （座長） そのところは、どういうふうに県は整理をされておられるのか。
- （県） 県のほうで今、考えているのは、先ほど言った3ページの3の（1）のところで貯留トレンチの話は、あくまで揚水するときのやり方として書いているつもりで。分かりにくい表現になっていて申し訳ないのだが、対策そのものは、整地とかをやり始めると、いろいろな井戸をのけたり、作業がどうしても入るので、ここの段階までには追加的浄化策は終了したいなというのが。
- （座長） でも、そうすると、この3ページの上のところは、これは違うということか。
- （県） そう、少し3ページの上のところは、表現が分かりにくくて申し訳なかったのだが。
- （座長） だが、そのところは非常に重要な話で、先ほど言った、HS対策がどういうふうに終了するか、終了しているかどうかを判断する。その後、どういうふうに考えるかという話で、ものすごく重要になってきて、先ほどの安岐さんの懸念に対しても、それでぴったり合うのかどうかは分からないが、1つの答えは作れるだろうと考えているけれども。
- （県） はい。今、少し県のほうで考えているのは、その懸念については、まずはリバウンド対策という形で、まったく懸念を放置しているということでは考えていない。
- （座長） リバウンド対策だと、D測線ならD西-1が超えなければならない。それとは全然違う。発想としては、HS対策が終了していることと、それとは1対1ではない。
- （県） そうである。おっしゃっていることはそうだと思うのだけれども、基本的には、全体を見るとされているのは、観測井の部分で。
- （座長） だから、それは県の独自の判断だということによろしいか。いや、この検討会としては、そこが何か対応が考えられるのではないかと、私は考えている。だから、そこをどういうふうにするのか。HS対策というのはどういうふうに終わるのか。もう時間で打ち切る、もうそれ以上はやらない、お金がないからやらないという整理なのかどうか。

- （県）今、どうしても県のほうで考えているのは、全体として、海へ影響はないだろうというところの。
- （座長）いや、海へ影響はないかもしれないが、私も先ほど言ったように。海に関しては、現状でも出すことに関しては問題ない。しかし、長くなるということに関しては、地下水浄化促進策はやらないよという話が、それでいいのかと。
- （県）そこに対する県としては、追加的策ということで、まずは海への影響のそのリスクをより下げると。期間が延びるという観点も、同じ観点から、対策を打つことで、より、その海への影響を。
- （座長）だから、そうなる今は、南山側の雨水が、これは浸透池もなくなるので、南山側から雨水が上から流れてきて、それが希釈をするから大丈夫だろうと。それに頼るということ。
- （県）どちらかというと積極的な部分。3の（1）のところに書いているようなことで、自然浄化策というのはその後も可能であるということで、3ページの（1）の①のところ、ここはできるという話で入れている。②③④については、先生がおっしゃることは理解しているつもりなのだが、ほかの。
- （座長）それ以上は行政的な判断で、そういうふうにするということ。
- （県）であるから、そこは基本的には、影響をより抑えているという意味での、追加対策というつもりで県のほうでは考えており、そういった意味で、それをどこまで強く追い掛けるかという部分になってこようかと思う。
- （座長）そこは、それでいいという話なのかどうか。それでOKだと言えるかどうかというのは、もうこれは何とも判断しかねる。
- （県）はい。
- （座長）少なくとも地下水・雨水検討会では、そこはここまででよろしいよという話にはならないだろうと思う。
- （県）はい。

- （座長）だから、この案でもしやられるなら、それはフォローアップ委員会に出していただくが、地下水・雨水検討会ではこの案に関しては、先ほど少し修正をいただくという部分については、修正をいただいた上で、この案については、地下水・雨水検討会では必ずしもクレジットしたものではないという形で提案をしていくことになる。

- （県）はい。

- （座長）ということで、よろしいか。

- （委員）今ちょうど出ている3章。地下水の各種浄化対策の内容で、（1）と（2）は、全て処分地の整地開始前までの対策の内容ということで県は書いていただいていると理解したのだが。整地後の話は、この3章の対象としていない。①の後のほうには、その後も自然浄化として活用されるとあるけれども、基本的には、整地前の各種浄化対策の内容だという文章、これは。だから、今少し座長がおっしゃるような話と、この日本語のこの3章は、少し適合していないのではないかと思うし、もう1つ、（1）は追加的浄化対策の内容で、（2）はリバウンド対策ということであるから、例えば、その前のページの図1の上のほうの、リバウンド対策の実施のところで、あ、その前の1ページの1の（3）、これは、リバウンド対策と追加的浄化対策の定義のことだが、この（3）の一番上のリバウンドの発生というのは、追加的浄化対策とは別個に考えているというのが3章であるから、ここの「リバウンドの発生抑制や」というのは、これは、県の方針でいくと、削除していただく必要があるのではないかなと思う。

- （座長）どの時点で考えるかで、整地の前については両方の考えがあるのだろうが。

- （委員）いえ、あの、整地の。

- （座長）嘉門先生が言われるように。

- （委員）はい。

- （座長）ここで追加的浄化対策というのは、排水基準達成確認後にリバウンドの発生抑制よりもむしろ環境基準の達成の促進のために取る対策。明確にすると。

- （委員）ええ。であるから、「リバウンドの発生抑制や」というのは、もう削除いただいたほうが、整合性がよろしいと思うが。

○（座長）だから、そういうふうにしてやって、これでこの対策を実施すれば、リバウンドの発生抑制にも資すると。

○（委員）結果的には。

○（座長）はい。結果的に資するというふうに書いたほうがいいのではないかと、私もそう思う。

○（委員）私からは以上である。

○（座長）少し地下水浄化対策とリバウンド対策というのは、まだ先ほどの資料の3ページの図もそうだが、混然一体としていて、県のほうとしても整理ができていないように思うので、そのへんはしっかりと整理をしていただく必要があるかと思う。

後の部分についても、行政的な判断としてやりたいということであれば、それ以上、やらなければいけないかどうかというところの判断については、もうフォローアップ委員会のほうにお任せしなければいけないのかな。地下水・雨水検討会で勝手に判断できるとは思えないので。

やり方としては、1つは、先ほどの安岐さんのご意見も踏まえて考えると、HS対策についても、残っている場合であれば、そこで揚水をして、リバウンド対策としてやるという手もないわけではないが、リバウンド対策としてやる場合には、リバウンド対策のモニタリング地点が超えなければ大丈夫という話になってしまうので、取り残されたままになる可能性が高いと思う。そこはもう割り切ってしまうのだというふうに判断するかどうか。

基本的には、リバウンド対策というのは、地下水・雨水検討会でも、リバウンド対策がやられていない以上、到達・達成は判断できないということで、D測線西側のものは最初到達を認めなかった。そうは言いながら、時間が迫ってしまって、もう一步後退をしてしまったという経緯があるので、そのへんについてどうするかということに関しては、少し、今の段階では、ここを修正しなさいという案を出してみたけれども、県はそのようなお考えはないみたいなので、この形でさっきのリバウンドの定義のところでも少し修正をいただくのと、(3)の1ページの「リバウンドの発生抑制や」というのを削除していただくのと。取りあえずその点と、あとほかにもあったら、修正をした上で、これは了承したという形になるかどうか、そのへんが非常に微妙だが、いろいろ付帯意見が付いて、フォローアップ委員会に諮るといってほしいと思っているけれども、よろしいか。

○（委員）1つ質問をさせていただきたい。どうもやっぱり、自然浄化対策というのと、追加的浄化対策、その中には自然浄化促進策を含むとなっているのと、リバウンド対策、これがやっぱりごちゃごちゃしているように最後まで思える。

念のために少し確認させてほしいのだが、文章中には自然浄化対策に対してのメニューが書かれていないのだが、これは、具体的に何をどこまでやるということを想定しておられるのか。

特に、自然浄化対策では、遮水機能の解除をするかしないかは、すごく大きな影響があるので、1本の線で書くにしても、内容はずいぶん変わってくるのではないかという気はする。なので、自然浄化対策というのは何かということをごまかして書いていただくほうがいいかなという気がした。

○（座長）たぶん自然浄化対策は何かという議論を、この検討会でも、何だという形の議論はしていないが、自然浄化促進策だとこの検討会に提案されてきたのは、南山側の浸透池を活用した浄化促進策だけ。これは熱心に何回も何回も出されているが、これだけでは駄目だよということを検討会の中でたびたび指摘していて、全体の形の対策を提示しなさいということをお願いしている。それに対する返事はいまだにない。私の理解では。

これは、私が座長として繰り返し、その点を毎回言っているのだが、いまだに答えが出てきていない。だから、河原先生が言われるとおおり、それは何なのだろうというのは分からない。

南側の山の水を入れるということに対しては、自然浄化という意味では、そんなに効果は大きくないということは、たびたび申し上げている。だから、それしかやらないということを改めて言うなら、全体としてどう考えているかということの考え方を出していただく必要がある。それは、これまでも毎回毎回申し上げているつもりなのだが、お答えいただけていない。事務局も忙しいのだろうというふうなことで、そのままになっているという感じ。

○（委員）そういう意味では、状況は分かったけれども、図1の対策は、リバウンド対策というのは表の中にあるというよりは、やっぱり左側に詰めて、きれいに3つ並べていただいたほうが、位置づけがはっきりするような気がする。ただ、この順番は、どの順番がいいか、リバウンド対策とこの今、追加的浄化対策が、かなりオーバーラップしている部分があるので、そのへんも、整地前までやるものと、それ以外で、もちろん差は出てくるだろうし、先ほど座長が言われたように、もう少し揚水だけできるのではないかと聞かれると、矢印の長さが少し変わったりもするので、そのへんは、何がどこまでできるのかという話もやっぱり一方で、現実問題、詰めておかないと、絵が完成しないような気がする。

○（座長）茶色の矢印を延ばそうというのは、県の案としては頭の中にはないということだろうと私は理解している。ただ、リバウンド対策については、超えればやる、やらなければしょうがないという話で。

でも、これは、排水基準を超えたか、超えないかの話なので、それをやると、追加的浄化対策というか、環境基準の達成を促進するという意味で、ものすごく効果としては大きい。だが、リバウンド対策というのは、ある意味では、海に流れ出るのを抑える効果と、それから将来的に環境基準に到達するのを促進する意味で、両方の意味がある。たぶん後ろのほうの意味でもものすごく大きい効果になるだろう。

少しそういう意味で、リバウンド対策、図をまた直すという話になると、事務局は大変なのかもしれないけれども、前から申し上げている話なので、少し考えていただいたほうがいいのかと思うが。そのへん、事務局の県の方と、お任せをいただくということではよろしいか。

○（委員）はい、お願いします。

○（座長）3ページの4の表1のHS-⑩のところで、2つ目のポツの「必要に応じて注水浄化等を検討」と書いてあるけれども、私自身は、HS-⑩のところで注水浄化をやるという選択肢は、頭の中には浮かび上がらないのだが。なんでここに入れておくのかなというの。必要に応じて別途対策を検討というのならいいのだが、注水浄化をやったあそこがきれいになるとは思えない。これを残しておくことがいいのかどうかというのは、少し気になっている。いかがか。

できればこれは要らないのではないかというのが、私の意見。いや、そうではない、ちゃんとこういう効果があるというご意見があるのであれば、もちろん残すことになると思う。

○（委員）必要に応じてというのであれば、今はもう既にやっているということ。今はやっていないなら、たぶん将来も必要ではないのだろうと、そういう意味か。

○（座長）実際問題として、HS-⑩の付近は。

○（委員）くみ上げるしかない。

○（座長）揚水しかやれていない。それを、次に行っていないというのは、それしか今のところ策がない。

- （委員）これまでやっていないのに将来にやる可能性というのは、たぶん私もまずないと思うので、これは要らない。おっしゃるとおり。
- （座長）いかがか。よろしいか。
- （委員）結構だと思う。
- （座長）それでは、ほかにご意見はあるか。もしよろしければ、今、資料1、資料2について、いただいたご意見を踏まえて、資料1については、どこか修正をするところがある。資料2についても修正部分は修正をして。それから、地下水浄化対策について、整地の開始後はやるかやらないかという議論については、少しいろいろご意見が出て、地下水・雨水検討会の中で、そのまますっきり合意を形成することはできなかったので、フォローアップ委員会のほうでご検討くださいという形で県案を出すと。委員会的时候に、私のほうからその旨を説明するというふうな対応でよろしいか。少し異例の形だが。
- （委員）分かった。
- （座長）それでは、ほかにご意見がないようであれば、以上で本日の議事は終了した。
- （座長）最後に傍聴人の方からのご意見を伺う。豊島代表者の方、よろしく願います。

V 傍聴人の意見

<豊島住民会議>

- （豊島住民会議）2点ある。

最初、資料1の2ページ目の地下水計測点の位置の話だが、その4点に絞るということについての理由は分かったが、HS-⑩の代表点をなぜ⑪にするのか。私は⑩でもいいと思うし、あるいは、⑩と⑪の真ん中、境界線のところに井戸を掘って測ってもいいと思うので、そのへんについて理由を教えてくださいというのが1点。

2点目は、資料2の2ページの図1の書き方で、今議論があったけれども、排水基準の達成をしたが、前回の第19回的时候に、先生方からの意見で、HS対策は継続するというお話になっているので、そのHS対策の継続というのはきちんと書き込んでいただいて、それが半年で終わるのか、1年かかるのか分からないけれども、その間はずっとモニタリング等をして、地下水の動向をきちんとフォローするというようなことを入れてもらわないと、議論のあったリバウンド対策というのは、4地点で年に4回測

る中で1回上がったからということで、それをリバウンドと見るかどうかという議論では、積極的に整地までの間に現場での地下水浄化が進まないと思うので、そのへんのことを少し書き込んでいただいたほうがいいのではないかなと思った。

- （座長）1番目のほうは、⑪と⑫のところ。これは難しいところ。私も、⑪と⑫の間に井戸がないわけではない。これは揚水対策をやっているので、そこでやるのが一番いいのかもしれない。そこは少しまた考える必要があるが、実際問題として、今までやってきたところが⑫と⑪と2つでやっていたので、そのどちらかを選んだということだと思う。

これについては、一番高いところという、先ほど私が言った話から言えば、⑪と⑫の真ん中のところでやるというのはいくらでもあり得るだろうと思う。⑪と⑫も微妙に違うのかもしれない。そういう意味で言えば、一番いいのは、⑪と⑫の両方の真ん中にあるというのは、これは県と技術的な問題も含めて検討するが、取りあえずこういう案にさせていただいて、検討させていただけないかということが1つ。

2つ目のところは、いくつかのところで書き込んでいただけないかということだったが、少しお話を伺った部分だけで、1つ1つ潰していくということがなかなか難しいと思うので、指摘の要点を申し訳ないけれど、メールか何かで県のほうに出していただけないか。中地さんのほうから。

- （豊島住民会議）はい、分かった。いつまで。

- （座長）これは。

- （豊島住民会議）どちらにしてもフォローアップ委員会の前に。

- （座長）フォローアップ委員会の前までに、また県と全体のやりとりをしなければいけないと思うので、その中で、フォローアップ委員会までに結論が出るか、またフォローアップ委員会に判断してもらおうかということはあるが、何らかの対応はしていこうと思っている。

たぶん、技術的にこちらのほうがいいという話もあるし、なかなか難しいというお話もあるし。県の行政としての方針のお話もあるし。

少し決まっていない部分、細かい点では決まっていない、まだまだ決めなくてはいけない部分がたくさんある。先ほどの閉鎖性、HSに対して終わったという判断をどうするかというのもまだ決められていないし、それらを含めてどういうふうにしていくかというのは難しい。

基本的にHS対策を続けるということ、今でも非常に多くの地点を測らなければいけ

ない。その地点が、私が前回の委員会で指摘をしたと思うが、公定法と簡易法とでだいぶ違いが出る。これは測定井戸の位置の違いなのかもしれないし、あるいは測定法の違いなのかもしれないし。そういうことも今、県のほうで検討してもらっているので、そういうのを含めて、細かい部分を詰めていく中でできる話もいくつもあるだろうと思っている。

そういうところについて、フォローアップ委員会で決めていただかなければいけない部分については、フォローアップ委員会の中で議論して決めていただくことにする。

それ以外、具体的にどうやるかということに関しては、例えば、先ほど私が言った、この資料1の最初のページにある多くの井戸について、できれば測ってほしいというのは、今、要望としては出している。これもできるのかどうか。

一番懸念しているのは、遮水壁が解除されるということと、それから、対策が終了するというのと、2つの要素によって水質が大きく変化するだろうと思っている。だから、そのへんのところは県も注意して測ると言っていて、特に遮水壁解除のときには注意して測ると言っているのだが、対策をやめたことによって、どう水の流れが変化してどうなるかというのは、注視をしないといけない。そのへんのところは、できれば測りたいと思っている、これについても、県には要望として出したけれども、では、そうしましようという話にはなっていない。要望として出したのはさっきだからかもしれないけれども、そのへんについては、別途、議論、調整をしていきたいと思っている。

ということで、安岐さん、先ほど納得していないというお話は、そのままの形で残っていると思うけれども、取りあえずフォローアップ委員会のほうで議論させていただかなければならない部分があるかなと思う。

この委員会としては、フォローアップ委員会がこういうふうにしる、こういうふうな考え方でいくというふうに言われたら、それに従ってやらざるを得ないだろう。もちろん、私もフォローアップ委員会のメンバーであるから、そこに対しても、全部お任せではなくて、私も十分自分の意見を言って、議論をしなければいけない、結論を出していかなければいけないと思っている。

そんなことで、一応、フォローアップ委員会に提案する資料については、こんな形で行くと。あとはフォローアップ委員会でまたいろいろとご意見が出てくると思う。フォローアップ委員会のほうでも同じような意見が出てくるかもしれない。そうすれば、またそれに応じた形の方針が出て、それに基づいて、この地下水・雨水検討会にも、こういうふうな方針で検討しなさいということが明確に出てくると思うので、そうしたら、またこちらで議論させていただくという形で進めたいと思う。よろしいか。

- （豊島住民会議）最初に言ったことだが、納得したわけではない。しかしながら、この2時間あまりの議論で、まったく意味がなかったのかということ、そんなことはない。論

点というのがだんだん整理されてきて、そして次にフォローアップ委員会で何を検討していただくのか、議論していただくのか、何が問題になっているのか、そういうところが、一歩ずつではあるが、核心に向かっていることは確認できた。

非常に難しい問題ではあるが、今日、ここへ来る前に、現場へ行ってきた。豊島ではこの雨で100mm少しの雨が降っているが、かつての中間保管・梱包施設のところで全体が見えるから、D測線西側の溝を掘ったところ、西側と東側、あれはつながっている。何のにおいがするかというと、あそこでにおいがするのは、過硫酸ナトリウムのにおいがする。上側で。あ、こうなっているのかと。非常に強烈な印象があり、産業廃棄物がなくなって、現在もその作業は続いているのだが、そういう中で、一歩でも二歩でも前進したと思っている。

また次のフォローアップ委員会で、また一歩及び二歩前進して、最後のところまで行けるのではないかとと思っている。

- （座長）今日の安岐さんの意見を踏まえて、1つ、この委員会として出てきたのは、要するに、HS対策について、閉鎖後も何かやっていかなければいけないのではないかと。だから、そこに対して何らかの対応を考えるということができれば、安岐さんの懸念もいづれか、解消はできないかもしれないけれども、軽減はできるかなということで、そういう意見が今日は出たと思う。

そのへんも含めて、このへんのところは、何せ、私がこういう言い方をすると下世話な言い方になるが、私がお金を出してやるわけではないので、ということがある。そういうところも踏まえて、フォローアップ委員会のほうで判断をしてもらうしかないなと。前から口癖で県のほうにはそう言っているのだが、それも無責任だと言われかねないので、精いっぱい議論させていただいた。

少しそんなことで、今日の段階ではご了解をいただいたということで、完全にご了解いただいていないというのは、十分認識しているけれども。

- （豊島住民会議）最後に、全体を調べてほしいというのは、もう切なる願い。そしたら、晴れて言えるではないか。みんなに。今、お盆だが、死んだやつにも言えるではないか。
- （座長）まあ、まあ、それは安岐さん、それを私にフラットな形で聞かれたら、いくらでも意見を言える。
- （豊島住民会議）あ、いえ、聞くだけ聞いていただければ。
- （座長）はい。もちろん、私もそういうことを考えないわけではないということだけ、少し申し上げておく。

○（豊島住民会議）はい。

○（座長）それでは、よろしいか。それでは、事務局から、あるいは委員の先生方から何か発言あるか。よろしいか。

VI 閉会

○（座長）それでは、本日は長時間にわたりありがとうございます。以上をもって、第20回豊島処分地地下水・雨水等対策検討会を終了する。

以上の議事を明らかにするため、本議事録を作成し、議事録署名人が署名押印する。

令和 年 月 日

議事録署名人

委員

委員